

会 議 録

1 会議名

令和4年度第9回大島区地域協議会

2 議題（公開）

1 協 議

(1) 諮 問

・諮問第109号 大島大山広場の廃止について

・諮問第110号 大島あさひ荘の廃止について

(2) 上越市地域活動支援事業（大島区）採択事業成果発表会について

2 その他

(1) 要援護世帯除雪費助成事業について

(2) 第10回地域協議会の開催日について

3 開催日時

令和4年12月21日（水）午後2時から2時50分まで

4 開催場所

大島就業改善センター3階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：内山信、武田昌午、武江一義、中村朝彦、丸田新一、丸田松男、吉野健治

・大島区総合事務所：岩野所長、岩野次長、武田市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ 佐藤主任

・施設経営管理室：内田施設管理係長

・浦川原区総合事務所：産業グループ 滝澤主幹

8 発言の内容

【丸田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・挨拶
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・本日の会議録の確認は委員番号6番の武江一義委員にお願いします。

【丸田会長】

- ・協議事項（1）諮問 諮問109号 大島大山広場の廃止について及び諮問第110号 大島あさひ荘の廃止について、説明を求める。

【岩野次長】

- ・先月の地域協議会で話をさせていただいたとおり、大島大山広場の廃止について及び大島あさひ荘の廃止について、諮問させていただく。
- ・所管課である施設経営管理室から説明させていただく。

【内田係長】

- ・諮問109号 大島大山広場の廃止について、資料No.1及び参考資料1、2-1、2-2に沿って説明。
- ・諮問第110号 大島あさひ荘の廃止について、資料No.2及び参考資料1、2-1、2-2に沿って説明。
- ・なお、大島あさひ荘は、来年度に除却する予定である。

【丸田会長】

- ・説明に対し、質疑を求める。

【吉野委員】

- ・大島大山広場の民俗資料展示室の中にある展示物や備品をどうするのか。

【滝澤主幹】

- ・今の質問については、施設を担当している浦川原区総合事務所から回答させていただく。
- ・施設が休止になった段階で、市立歴史博物館へ展示物として持ち出したもののほか、個人に返却したという経緯があり、今はショーケースなど、使用予定の無い備品が置いてある。

【丸田会長】

- ・ほかに質疑を求める。

【武江委員】

- ・今の質問に関連して、大島あさひ荘の便器などを他の施設に持ち出して使用していると聞いているが、備品をどのように活用しているのか。

【滝澤主幹】

- ・市の宿泊温浴施設で営業している施設は多い。休館中の大島あさひ荘の備品で使える備品は有効活用しているが、今置いてある備品は、年数が経過して使用に耐えない。平成25年に一部リニューアルしたので、その中で一部使える備品もあるが、他の施設での活用希望がないため、持ち出していない。

【丸田会長】

- ・他に質疑を求めるもなし。
- ・大島大山広場の廃止について及び大島あさひ荘の廃止について、次回の地域協議会で協議し、答申する。

(施設経営管理室及び浦川原区総合事務所 退出)

- ・(2) 上越市地域活動支援事業(大島区)採択事業成果発表会について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・資料No.3に沿って説明。

【丸田会長】

- ・資料No.3に沿って、令和3年度の実績を参考にして、日程及び会場について協議する。
- ・今年度は、2月下旬または3月上旬に研修会が予定されていると聞いている。成果発表会を単独で開催する場合は、3月中に皆さんに3回集まってもらわなければならない。
- ・できれば、回数を減らした方がいいという考えで、成果発表会と地域協議会を同日に開催したいと考えているがどうか。

(同意の返答あり)

- ・開催日については、正副会長会議で決めさせていただきたいと思うが、2月の下旬から3月の月上旬位に決めさせていただければと考えている。

- ・平日開催か休日開催かについて、土曜日の昼なら皆さんが集まれると思う。平日では人が集まらないと思うが、土曜日の開催としてよいか。

【岩野次長】

- ・今ほど会長から提案があった。事務局から情報提供させていただく。
- ・上越市エネルギー価格等高騰支援金の説明会を12月14日及び15日の午後6時30分から4地区に分かれて開催したが、開催時間が影響したのか予想したより参加者が少なかった。
- ・成果発表会については、令和2年度は6人、令和3年度は1人の参加であったので、参加しやすい日程の工夫が必要である。
- ・昼間開催するのも一つの視点としてある。また、3月の上旬から中旬は、それぞれの町内会で役員会や総会が開催される時期である。土曜日の昼間は、役員会や総会が開催されない町内会が多いという状況があるので、そのような状況も考慮して、協議していただきたい。

【中村委員】

- ・私の町内会は土曜日に集まりがある。平日の開催がよい。

【丸田会長】

- ・3月4日または3月11日の開催はどうか。

【中村委員】

- ・金曜日の開催でよいのではないかと。3月10日の開催はどうか。

【丸田会長】

- ・3月10日の開催でよいか。

【岩野次長】

- ・3月10日の夜の開催ということか。

【中村委員】

- ・昼の開催である。
- ・細越平生会の発表が難しければ別であるが、昼間の開催の方が人は集まる。町内会の役員等は夜に出てくる人はほとんどいない。町内会長会議も昼間に開催している。

【岩野次長】

- ・休日の昼間は、若い人達の参加を考慮し、一つの視点として、正副会長に話をさせてもらった。平日昼間の開催の方が人は集まるという意見であれば、特に言うこと

はない。

- ・ 3月10日の開催ということであれば、地域協議会を同日に開催することになったので、住民アンケートの結果を地域協議会で委員の皆さんに報告させていただきたいと考えている。3月10日より前の開催となると、住民アンケートの結果を報告するのは厳しくなる。
- ・ 会場を大島就業改善センター3階 大会議室にするのであれば、その日は使用できることを確認している。

【丸田会長】

- ・ 3月10日午後1時からの開催としてよいか。

【中村委員】

- ・ いつもどおり、午後2時からの開催でよいのではないか。

【岩野次長】

- ・ 大まかなスケジュールとして地域協議会を45分程度、成果発表会は、4団体の発表となり、成果発表の後に質疑応答と意見交換を一緒に行うので、1団体が15分程度掛かるとして多くても2時間程度、合計すると3時間程度掛かると考えている。午後2時からの開催だと午後5時位に終わる。

【丸田会長】

- ・ 午後2時からの開催としてよいか。

(「はい」の声)

- ・ 会場については、大島就業改善センター3階 大会議室とする。
- ・ その他として、今回は4団体の発表である。全団体から会場に入ってもらい、発表が終わったら委員や他の団体からも意見を出してもらいたいと思っている。この方向で進めてよいか。

(「はい」の声)

- ・ 最後に周知方法について、委員の皆さんからも地域住民に声を掛けていただきたい。
- ・ 詳細の内容については、正副会長会議と事務局で協議して、1月の地域協議会で提案する。

【岩野次長】

- ・ 発表団体への案内に開催時間を明記する必要があるなので、成果発表会を先に行うのか、地域協議会を先に行うのか委員の皆さんから協議いただきたい。

- ・例えば、地域協議会を先に開催した場合は、早めに終わったり、時間が延長することも予想されるが、地域協議会で住民アンケートの結果の報告を踏まえて活動団体の発表を聞くことができる。

【丸田会長】

- ・地域協議会を午後2時からの開催とし、成果発表会を午後3時からの開催としてよいか。
(「はい」の声)
- ・発表団体には3月10日(金)午後3時からの開催ということで、通知していただきたい。
- ・次に、その他(1)要援護世帯除雪費助成事業について、事務局の説明を求める。

【武田グループ長】

- ・資料No.4に沿って説明。

【岩野次長】

- ・情報提供であるが、災害救助法の適用について、国では災害救助事務取扱要領を定めており、今までは、その住宅が壊れていないと除雪が補助対象にならないような例示がされていた。
- ・今年7月にこの要領が改正されて除雪の補助対象となりうる6つの新たな例示が図示された。
- ・具体的には屋根に降り積もった雪が地面に積もった雪とつながり、軒や壁面を損傷させる恐れがあるケースや積雪が窓ガラスに密着してガラスが割れる恐れがあるケースなど豪雪地の実態を十分に考慮した事例が示されている。

【丸田会長】

- ・事務局の説明に対し、質疑を求める。

【吉野委員】

- ・資料No.4の下の表において、国の災害救助法等による除雪の欄の下に令和3年度ではなく令和2年度と記載した理由は何か。
- ・昨年の申請があった案件の中で国の助成対象に認定されていないということで保留中の案件が相当数あり、それらの案件は除雪前、除雪中、除雪後の写真の不備が多いと聞いている。写真が必要なことは業者が十分に承知しているはずであると思うが、除雪を依頼した人が業者に依頼すべきと言われればそれまでであるが、写真の

不備ということであれば、不備が減るように業者に働きかけが必要であると思うがどうか。

【武田グループ長】

- ・資料No.4の令和2年度という表記の件については、国の災害救助法が適用されたのが令和2年度であり、令和3年度は県の災害救助条例が適用されたためである。

【岩野次長】

- ・国の助成対象に認定されていない案件が相当数あるという件について、12月議会でも一般質問があった。その中で、令和2年度の豪雪災害においては、要援護世帯等3,579世帯の救助を実施し、約2億7千万円の救助費用の全額を負担金として県から受領しているとのことであった。
- ・3,579世帯の助成申請の書類は、県を通じて国に提出し、その後に写真の添付がない案件や除雪の範囲に疑義のある案件など1,186世帯分が国から返送されてきた。それら案件について、写真が添付できるものは添付し、再提出した。
- ・国の指示に基づき、あと約200世帯分について追加資料を求められている。これら200世帯はほとんどが合併前上越市のものであり、疑義の内容は主に店舗兼用住宅の除雪の範囲などであると聞いている。
- ・現在、高齢者支援課で追加資料の精査をしている状況である。

【丸田会長】

- ・他に質疑を求めるもなし。
- ・第10回地域協議会の開催日について、1月18日（水）時間は午後2時から開催としたいが、それでよいか。
（「はい」の声）
- ・他に発言を求める。

【岩野次長】

- ・先月、地域協議会委員の視察研修を実施した。第4回地域協議会において、会長から今後のために視察の振り返りとして、委員の皆さんからレポートを提出するように依頼があり、参加した全委員から提出いただいた。今後の活動に向けてということで、全委員の皆さんのレポートを事務局で項目ごとに整理してまとめたので、持ち帰って読んでいただきたい。

【丸田会長】

- ・他に発言を求めるもなし。
- ・それでは、以上をもって第9回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。